

申請に関する注意事項

申請に当たっては、「令和2年度愛知県宿泊事業者感染防止対策事業費補助金交付要綱」や「令和2年度愛知県宿泊事業者感染防止対策事業費補助金公募要領」等をご確認ください。皆様よりお問い合わせの多い事項等を以下のとおりご案内します。

1 補助対象事業について

(1) 加湿器について

愛知県の「厳重警戒」（第3波に入り、県民・事業者の皆様へのお願い（11月19日））（下記WEBサイトよりご覧いただけます。）により、適度な保湿をしていただくため、加湿器（加湿機能付空気清浄機を含む）の申請も受け付けますので、ご活用ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

(2) 空気清浄機について

空気清浄機については、ウイルス対策付の機能については、申請を受け付けています。カタログ等をご準備いただき、事務局（電話：052-232-6709）へご相談ください。

(3) 換気扇について

換気扇については、単に既存の換気扇を交換することは補助対象外ですが、換気機能の能力が高いものへの交換や新規に設置する場合については、補助対象となる場合があります。カタログ等をご準備いただき、事務局（電話：052-232-6709）へご相談ください。

2 提出書類（用紙サイズは原則A4で統一してください。）

ア 補助金交付申請書（様式第1）、補助事業計画（別紙）【原本】

イ 申立書（様式第2）【原本】

ウ 旅館業営業許可【写し】

エ 法人の場合

○貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）【写し】

○決算期を迎えていない場合は、法人設立届出書【写し】

オ 個人の場合（税務署の受付印があるもの）

○直近の確定申告書（第一表、第二表及び白色申告の場合は収支内訳書（1・2面）、青色申告の場合は所得税青色申告決算書（1～4面））【写し】

○決算期を迎えていない場合は、開業届【写し】

カ 法人の場合

○現在事項証明書又は履歴事項全部証明書（申請書の提出日から3か月以内の日付のもの）【原本】

キ すべての県税について未納の徴収金がない証明がされている納税証明書
【原本】

ク 愛知県受取人届出書【原本】

ケ 愛知県の新型コロナウイルス感染防止対策を実施する「安全・安心宣言施設」PRステッカー及びポスターを掲示していることが確認できる写真

コ 補助事業内容、補助対象経費の積算が確認できる書類【写し】

①仕様書、カタログ等補助事業内容が確認できる書類、②見積書等補助対象経費の積算が確認できる書類、③設置場所の図面、写真等

○既に事業が完了している場合は、補助事業の内容、補助対象経費の金額、支払日等が確認できる書類の写しも提出してください。（①契約書、請書、発注書等発注・契約が確認できる書類、②納品書・完了報告書等納品・完了が確認できる書類、③請求書等、④領収書（銀行振込明細書）等支払が確認できる書類、⑤補助事業による購入品の写真等、設置の完成写真等）

（１）提出書類の詳細については、交付要綱・公募要領等をご確認ください。

下記愛知県のWEBサイトからご覧いただけます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kokusai-kanko/shukuhaku.html>

（２）11月1日（日）から11月30日（月）までの募集期間に申請済みで、追加で申請する場合で、上記「イ」「ウ」「エ」「オ」「カ」「キ」「ク」「ケ」の書類については提出済みで、提出済みの書類から内容に変更がない場合、今回の申請における提出書類は、上記「ア 補助金交付申請書（様式第1）、補助事業計画（別紙）【原本】」及び「コ 補助事業内容、補助対象経費の積算が確認できる書類【写し】」とします。提出済みの上記「イ」「ウ」「エ」「オ」「カ」「キ」「ク」「ケ」の書類の内容に変更がある場合は、当該書類を提出してください。

3 申請書への押印について

今回の追加募集（募集期間：12月1日から12月25日まで）から、「（様式第1）申請書」及び「（様式第2）申立書」への押印は不要です。様式については、12月1日（火）に、愛知県のWEBサイトへ掲載します。<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kokusai-kanko/shukuhaku.html>

なお、添付書類「愛知県受取人届出書」は押印が必要ですのでご注意ください。

4 見積書の徴取について

（１）補助事業における発注先の選定に当たっては、交付決定日以降の事業については、2社以上から同等品の見積書を徴取し、より安価な発注先を選んでください。事業内容の性質上、2社以上の見積書を徴取することが難しい場合は、事務局（電話：052-232-6709）へご相談ください。

既に実施済みの事業で、見積書が徴取できないまたは1社の場合は、価格の妥当性が判断できる書類（価格の分かるホームページやカタログ等の写し等）を提出してください。

- (2) 見積書等の経費支出の証拠書類は、申請書や交付決定通知書に記載のある補助事業者名（法人：法人名（宿泊施設名ではなく法人名）、個人：個人名及び屋号）を宛名として聴取する必要があります。
- (3) 見積書には、購入する機器・備品等の機種や数量、工事の内容等の明細が詳しく記載されていなければなりません。
- (4) 見積書等の経費支出の証拠書類については、「写し」をご提出いただき、原本は、補助事業者において保存してください。
- (5) 設置工事等を行う事業については、図面や写真を提出してください。